

伊予市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付要綱

令和2年5月1日

伊予市告示第85号

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱(以下「制度要綱」という。)に基づき融資を受けた中小企業者等(以下「中小企業者等」という。)の金利負担を軽減するため、制度要綱第6条に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)に対し、市が予算の範囲内において当該融資に係る利子について伊予市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金(以下「利子補給金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、制度要綱で定められた災害関連対策資金(愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金(全国統一枠)要綱に基づき実行されたものを除く。以下「資金」という。)の融資を行った金融機関とする。

(利子補給金の対象となる融資)

第3条 利子補給金交付の対象となる融資は、個人にあっては市内に居住する者、法人にあっては市内に主たる事業所を有する者に対して行った融資とする。ただし、他の市町から利子補給金の交付を受ける者は除く。

(利子補給金の交付回数)

第4条 利子補給金の交付は、年1回(2月1日から翌年の1月31日まで)とする。

(利子補給金の額)

第5条 市は、前条に規定する期間の平均融資残高(償還延滞元金を除く。以下同じ。)に対し、年0.5パーセントを乗じて算出した金額(その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を利子補給金として金融機関に交付する。

2 利子補給金を交付する期間は、金融機関が借主との約定に基づき融資を行った日から起算して3年を限度とし、3年を超えた期間については、利子補給を行わない。

(同意書の徴取)

第6条 金融機関は、利子補給金交付の対象となる融資を行ったときは、中小企業者等から同意書（様式第1号）を徴するものとする。

（状況報告）

第7条 金融機関は、毎月の融資状況を翌月10日までに伊予市新型コロナウイルス感染症対策資金融資状況報告書（様式第2号）により、市長に報告するものとする。

（融資条件の変更）

第8条 金融機関は、融資した資金に関して利子補給金を交付する期間内に融資条件の変更を行う場合は、あらかじめ伊予市新型コロナウイルス感染症対策資金融資条件変更届出書（様式第3号）により、市長に届け出るものとする。

（利子補給金の交付申請）

第9条 金融機関は、利子補給金の交付を申請しようとするときは、毎年2月20日までに伊予市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（利子補給金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、利子補給金を交付すべきと認めたときは、金融機関に対し、伊予市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（利子補給金の請求）

第11条 金融機関は、利子補給金の請求をしようとするときは、伊予市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付請求書（様式第6号）を、利子補給金交付決定通知書受領後に市長に提出しなければならない。

（書類の保管）

第12条 金融機関は、利子補給金の交付に係る関係書類を利子補給金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和2年12月21日告示第164号）

この告示は、令和2年12月21日から施行する。